

島根県災害ボランティアバンク設置・運営要綱

(目的)

第1条 災害発生後の復旧や復興の時間的経過に応じて様々な支援が求められることから、ボランティア活動を行うことができる者を事前に把握・登録し、迅速かつ円滑な活動につなげていくことが必要である。

この要綱は、島根県災害ボランティアバンク(以下「バンク」という)を設置し、被災地等におけるボランティア活動を行う意志のある個人又は団体を島根県災害ボランティア(以下「ボランティア」という)として登録することに関し必要な事項を定め、災害時のボランティア活動の推進に資することを目的とする。

(設置主体・運営)

第2条 バンクの設置・運営主体は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会(以下「本会」という)とする。

(登録事項等)

第3条 ボランティアとして登録する事項は、別表1のとおりとする。

2 ボランティアとして登録する個人又は団体は、一般的な支援活動(家屋の片付けや泥出し等)を行う者、又は別表2に定める専門的な支援活動を行う者とする。

(登録対象者)

第4条 ボランティアとして登録する個人又は団体は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 災害発生後に、被災地等でボランティアとして活動する意志のある個人又は団体であること。
- (2) 個人又は団体を構成する者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であること。
- (3) 本要綱を遵守する者であること。

(登録手続き)

第5条 登録を希望する個人又は団体は、本会が示す方法にて登録手続きを行う。

2 本会は、前号により提出された登録情報が前条の条件を満たしているか確認し、登録する。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は登録した日から3年を経過した日の属する年度の末までとする。

2 本会は、登録した個人又は団体(以下「登録者」という)に対し、登録の有効期限の1か月前までに電子メール等により登録の継続について確認する。

(登録者名簿の作成)

第7条 本会は、災害ボランティア活動を促進するため「島根県災害ボランティア登録者名簿(以下「登録者名簿」という)」を作成する。

(登録の変更、取り消し)

第8条 登録者は、登録した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は本会に速やかに報告するものとする。

(登録のまっ消)

第9条 本会は、登録者が公序良俗に反する行為を行った場合、登録をまっ消し速やかに登録者に通知する。

(登録者への情報提供)

第10条 本会は、次の各号に掲げる情報を、登録者に対して適宜電子メール等により提供する。

- (1) 災害発生後に、被災地等の災害ボランティア募集情報等を提供する。
- (2) 平常時においては、災害ボランティア活動に関連する研修会等の情報を提供する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、バンクの設置・運営に関し必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1

登録者	登録事項
個人	① 氏名 ② 性別 ③ 生年月日 ④ 住所 ⑤ 電話番号（携帯電話可） ⑥ 情報提供先のメールアドレス ⑦ 災害ボランティアの活動実績 ⑧ 希望するボランティア活動 ⑨ その他特記事項
団体	① 団体名 ② 団体代表者 ③ 所在地 ④ 電話番号 ⑤ ファックス番号 ⑥ メールアドレス ⑦ 担当者名（連絡先含む） ⑧ 人数（男女の内訳） ⑨ 希望するボランティア活動 ⑩ その他特記事項

別表 2

専門的な支援活動を行う者（例）
医師 歯科医師 薬剤師 保健師 看護師 歯科衛生士 栄養士 調理師 理容師 美容師 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 ケアマネジャー 保育士 教員 水道・電気・土木・建築の技術を有する者 飲食・料理の技術を有する者 情報処理技 術を有する者 スポーツ指導者 学習支援者など